

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山口県美祢市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査</p>
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム、マイナポータル申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (情報照会の根拠) 48の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市総務企画部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	美祢市総務企画部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務においては、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような取組を実施し、十分な対策を講じている。 ・個人情報の入った書類の交付時は、職員のダブルチェックを行い確認を行っている ・個人情報の入ったデータの受け渡しの際は、パスワードによる保護等の処理を徹底している ・個人情報が記載された書類の廃棄は複数人で確認を行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107, 108,113,114,115,116,117,120の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35 36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,1 07,108,113,114,115,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,22,22の2,23,24,25,26 の3,28,34,35,36,39,40,43,43の3,43の4,44,44の 2,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3 条 (情報照会の根拠):第20条	事後	
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担 当部署	収納対策課長 秋本勝彦	収納対策課長 山本幸宏	事後	
平成28年10月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成28年10月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,1 07,108,113,114,115,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,22,22の2,23,24,25,26 の3,28,34,35,36,39,40,43,43の3,43の4,44,44の 2,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3 条 (情報照会の根拠):第20条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,22,22の2,23,24,25,26 の3,28,34,35,36,39,40,43,43の3,43の4,44,44の 2,47,49,49の2,50,51,53,55,58,59,59の2,59の3条 (情報照会の根拠):第20条	事後	
平成29年5月29日	5. 評価実施機関における担 当部署	税務課長 細田清治	税務課長 池田正義	事後	
平成29年5月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,22,22の2,23,24,25,26 の3,28,34,35,36,39,40,43,43の3,43の4,44,44の 2,47,49,49の2,50,51,53,55,58,59,59の2,59の3条 (情報照会の根拠):第20条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,22,22の3,22の 4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,31の2,31の 3,34,35,36,39,40,43,43の3,43の4,44,44の 2,45,47,49,49の2,50,51,53,55,58,59,59の2,59の3 条 (情報照会の根拠):第20条	事後	
平成30年5月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担 当部署	税務課長 池田正義 収納対策課長 山本幸宏	税務課長 収納対策課長	事後	
令和1年5月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年6月20日	表紙-公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署①部署	総務部税務課 総務部収納対策課	総務部税務課	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	税務課長 収納対策課長	税務課長	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	7. 特定個人情報の開示、訂 正、利用停止請求	美祢市総務部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祢市総務部収納対策課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5235	美祢市総務部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	美祢市総務部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234 美祢市総務部収納対策課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5235	美祢市総務部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日 時点	令和2年6月20日 時点	事後	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,119の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項	事後	
令和3年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和3年9月1日	I-5-①部署	総務部税務課	総務企画部税務課	事後	
令和3年9月1日	I-7請求先及びI-8連絡 先	美祢市総務部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	美祢市総務企画部税務課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5234	事後	
令和8年2月27日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納 管理システム、団体内統合宛名システム、中間 サーバー	個人住民税システム、収納管理システム、滞納 管理システム、団体内統合宛名システム、中間 サーバー、証明書コンビニ交付システム、マイ ナポータル申請管理システム	事後	
令和8年2月27日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の16の項 番号法第9条第3項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和8年2月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠):27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19号第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 (情報照会の根拠) 48の項	事後	
令和8年2月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)